福井工業高等専門学校
いじめ防止等基本計画

令和８年７月８日

目　　次

いじめ防止等基本計画

1. いじめの定義、いじめの禁止、基本的姿勢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 本校及び教職員の責務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 本計画の公表等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5. いじめの未然防止のための取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
6. いじめの早期発見のための取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
7. いじめ事案への組織的対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
8. インターネット等によるいじめへの対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
9. いじめを行った学生への懲戒　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
10. いじめの解消　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
11. 重大事態への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
12. 教職員の研修等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
13. 文書の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

いじめ防止プログラム

1. いじめの未然防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2. いじめの早期発見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
3. 保護者や地域社会との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
4. PDCA　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
5. いじめ防止プログラム年間スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
6. いじめ防止等全体の流れ（ＰＤＣＡサイクル）　・・・・・・・・・・・・・・・12

早期発見・事案対処マニュアル

1. 早期発見と相談窓口　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
2. 事案調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
3. いじめを受けた学生・保護者等への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4. いじめを行った学生・保護者等への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
5. いじめの解消　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
6. 重大事案　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
7. いじめの解消と再発防止のためのフロー図　・・・・・・・・・・・・・・・・・15

【参考資料】
福井工業高等専門学校いじめ防止等対策委員会規則　・・・・・・・・・・・・・・・17
独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー　・・・・・・・・・・19
独立行政法人国立高等専門学校機構 いじめ防止等ガイドライン・・・・・・・・・・27

福井工業高等専門学校いじめ防止等基本計画

校長裁定　令和２年６月３０日
改定　令和７年６月１１日
改定　令和８年７月８日

福井工業高等専門学校（以下「本校」という。）は，いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。），いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定。最終改定平成２９年３月１４日。以下「国の基本方針」という。）にのっとり，いじめが，いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し，本校における全ての学生の尊厳が保持され安心して学校生活を送ることができるよう，いじめの防止等（いじめの未然防止，早期発見，事案対処をいう。以下，同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため「独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）いじめ防止等対策ポリシー」（平成２６年３月２７日制定，最終改定令和７年４月１日。以下「機構ポリシー」という。）並びに「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン」（令和２年４月３０日制定，最終改定令和７年４月１日。以下「機構ガイドライン」という。）の定めにより，「福井工業高等専門学校いじめ防止等対策の基本計画」（以下「本計画」という。）を定める。

（いじめの定義）

第１　「いじめ」とは，学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって，当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては，表面的・形式的に判断することなく，いじめられた学生の立場に立ち，学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

（いじめの禁止）

第２　学生は，いじめを行ってはならない。本校は，年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより，「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を醸成するよう努めなければならない。

（基本的姿勢）

第３　いじめは，どの学生にも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，いじめ防止等のための対策は，いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み，学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，本校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に，寮生活におけるいじめは，教職員の目が届きにくいことを理解し，寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。

２　いじめの防止等のための対策は，全ての学生がいじめを行わず，及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。

３　いじめの防止等のための対策は，いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに，機構，本校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行う。

４　本校の教職員は平素より，いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に，いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに，本校における組織的な対応を行わなければならない。

（本校及び教職員の責務）

第４　本校及び本校の教職員は，法及び国の基本方針に定めるところにより，独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項第2条に定める者（以下「保護者等」という。），地域住民，関係教育機関，児童相談所，法務局その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに，本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

２　本校の全ての教職員は，本計画の読解を通じてこれらの内容を十分に把握し，その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。

３　校長は，自らが学校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに，学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して，その職務を遂行しなければならない。

４　本校の教職員は，いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し，学生が行ういじめを助長することはもとより，いじめを認識しながら，これを隠蔽，放置するようなことがあってならない。

５　本校の教職員が，いじめの疑いのある行為を知り得た時には，集団守秘の考えのもと，必要な範囲で情報を共有し，学校はこれらの情報をもとに組織的に判断していじめを認知する。

（本計画の公表等）

第５　本校は，本計画を学生及び学生の保護者等への周知とともに，誰もがその内容を容易に確認できるようにするため，ホームページ等により公表する。

２　本計画には，いじめ防止プログラム（第７第３項），早期発見・事案対処マニュアル（第８第５項）を始めとして，当該学校におけるいじめ防止等の組織的対応の在り方及び年間を通して取り組むべき活動等を記載し，全ての教職員がその内容及び自らの役割等を把握し，その主体的かつ積極的な参画の基に実行されなければならない。

３　本校は，いじめから学生の尊厳を守るために適切かつより実効性の高い取組を実施するため，PDCA サイクルに基づき，策定した本計画が実情に即して機能しているかについて適切に点検し，必要に応じて見直しを行う。

４　本校は，毎年度，前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに，ホームページにより公表する。

（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

第６　本校は，学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため，複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織（以下「対策委員会」という。）を置く。

２　対策委員会の存在及び活動が学生から認識され，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり，いじめの早期発見の窓口機能等を担うとともにいじめ事案への対処を担う等，学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核的組織として機能するようにしなければならない。

３　対策委員会をその役割・機能を果たすよう定期的に開催するとともに，いじめに関する通報があった場合は，速やかに臨時の委員会を開催する。

４　対策委員会について必要な事項は，別に定める。

（いじめの未然防止のための取組）

第７　本校は，学生の豊かな情操と道徳心を培い，学生が互いに個人の尊厳を尊重し合うとともに人権尊重及び規範意識を高め，心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育，人権教育，法教育（いじめが刑事事件，少年の保護事件，民事事件の対象となり得ること等に関する教育を含む）及び体験活動等の充実を図る。

２　本校は，本校に在籍する学生の保護者等，地域住民その他の関係者との連携を図りつつ，いじめ

の防止に資する活動であって本校に在籍する学生が自主的に行うものに対する支援，本校に在籍する学生及びその保護者等並びに本校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取り組みを行う。

3　対策委員会は，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため，年間の学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に盛り込んだ実施計画（以下，「いじめ防止プログラム」という。）を策定し，全ての教職員の共有を図り，その実施を通じて学校全体を挙げた未然防止の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに，その取組の状況等を学生及び学生の保護者等に周知しなければならない。

（いじめの早期発見のための取組）

第８　本校は，学校におけるいじめを早期に発見するため，対策委員会並びに学生相談室等が実施主体となって，本校に在籍する学生に対するアンケートによる定期的な調査その他の必要な取り組みを計画的に行う。

2　本校は，在籍する学生及びその保護者等並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備する。

3　本校は，相談体制を整備するに当たっては，家庭，地域社会等との連携の下，いじめを受けた学生の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

4　本校は，各学生の出身中学校等との情報連携，入学前後の相談機会の充実，入寮者に対するきめ細かな支援など，いじめの防止や早期発見のために必要な取り組みを行う。

5　対策委員会は，前項までの取組を含め，いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた早期発見・事案対処マニュアルを策定し，全ての教職員の共有を図り，その実施を通じて学校全体を挙げた早期発見の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに，その取組の状況等を学生及び学生の保護者等に周知しなければならない。

（いじめ事案への組織的対応）

第９　本校の教職員は，法，国の基本方針，機構ポリシー及び本計画にのっとり，いじめを発見した，又はいじめに関する相談を受けた場合には速やかに，対策委員会に報告し，対策委員会は組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無の確認のために調査を行うとともに，学校はその結果を機構に報告する。

2　本校は，特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み，学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは法に違反し得ることについて，教職員の理解に努めなければならない。

3　本校は，事実関係の確認によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，学生相談室及び対策委員会の複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた学生又はその保護者等に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導等又はその保護者等に対する助言等を継続的に行う。

4　本校は，必要があると認めるときは，いじめを行った学生についていじめを受けた学生が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた学生その他の学生が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。

5　本校は，いじめを受けた学生及びその保護者等に対し，いじめの事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに，本校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた学生の保護者等といじめを行った学生の保護者等との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案に係る情報をこれらの保護者等と共有するための取り組みを行う。

6　本校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，本校に在籍する学生の生命，心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

7　本校は，すでに学校に籍を置かない者又はその保護者等から，本校に在籍中にいじめを受けていた旨の申告があった場合，第１項に準じて，対応しなければならない。

（インターネット等によるいじめへの対応）

第１０　本校は，インターネット等によるいじめは，外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方，一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像，動画等の情報を消去することは極めて困難であること，一つの行為がいじめの被害者にとどまらず，学校，家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど，深刻な影響を及ぼすことを踏まえ，本校は，学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い，インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり，被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ，及び効果的に対処することができるよう，必要な啓発活動を行う。

２　本校は，インターネットを通じていじめが行われた場合において，当該いじめを受けた学生又はその保護者等が，当該いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは，必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを，当該学生及び保護者等に説明しなければならない。

（いじめを行った学生への懲戒）

第１１　校長及び教職員は，本校に在籍する学生がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは，学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１１条の規定及び「福井工業高等専門学校学生の懲戒に関する規則」に基づき，適切に，当該学生に対して懲戒を加え、当該学生の保護者等と連携して必要な指導を行う。

（いじめの解消）

第１２　いじめの解消は，国の基本方針にのっとり，少なくとも，いじめが止んでいる状態が３か月以上継続し，かつ，いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし，その場合にあっても，いじめが解消したと安易に判断するのではなく，解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう，いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し，必要な支援及び指導に努めなければならない。

（重大事態への対処）

第１３　本校は，いじめにより本校に在籍する学生の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき，及びいじめにより本校に在籍するする学生が３０日以上学校を欠席又は学籍上の身分異動することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは，当該事態を重大事態として対処する。

２　本校は，いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え，重大事態の疑いが生じた時点で質問票の使用その他の適切な方法により調査を開始し，随時その状況を機構に報告し，機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。

３　機構及び本校は，重大事態に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，機構又は学校の下に組織を設け，当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより，いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者等に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに，当該重大事態に関する機構又は学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。

４　学生及び保護者等から，いじめにより重大な被害が生じた，との申立てがあった場合，機構及び学校は，第１項に定める要件を明らかに満たしていないことが確認できる場合を除き，重大事態調査を行わなければならない。

５　重大事態調査は，特段の事情がある場合を除き，学校関係者や当該事案に関係する学生及びその保護者等と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（以下「第三者」という。）を加えて組織的に行う。

６　前項にかかわらず，次の各号に該当する場合には，第三者を加えて，重大事態調査を行わなけれ

ばならない。

一 いじめを受けた学生が，自殺又は自殺が疑われる事態で死亡している場合

二 当該事態の事実確認において，いじめを受けた学生といじめを行った学生の主張や証言に明確な食い違いがある場合

三 いじめを受けた学生及びその保護者等が，これまでの経緯等から学校に不信感を抱いている場合

７　本校は，いじめを受けた学生及びその保護者等に対し，重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう事前説明を行うとともに，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

８　重大事態調査を行う組織は，重大事態調査開始前に行われた，第９第１項に基づき実施される，対策委員会による事実確認の結果を，重大事態調査の結果の一部又は全部として扱うことができる。

９　本校は，学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあっては，いじめを受けた学生及びその保護者等の意向を十分に踏まえ，いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに，当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。

１０　本校は，重大事態調査の結果を踏まえ，いじめの再発を防止するため，本計画の見直しその他の必要な取組を行い，その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者等に対する報告並びにホームページによる公表を行う。

１１　本校は，重大事態調査の結果をまとめた調査報告書を作成する。

１２　前各項に定めるもののほか、重大事態に関しては、機構ガイドライン及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省策定、最終改訂令和６年８月）に従い適切に対処するものとする。

（教職員の研修等）

第１４　機構及び本校は，本校の教職員に対し，いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な取り組みを計画的に行う。

２　前項の研修は，いじめの防止等の対策に従事するために必要な本計画，機構ポリシー及び機構ガイドラインへの精通，学校全体での組織的な対処及びそのための教職員相互間における日常的なつながりと信頼感及び一体感の向上（同僚性の向上）の確保を目的とするものでなければならない。

（文書の取扱い）

第１５　機構及び本校は，いじめの防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について，誤った廃棄等が行われることがないよう，独立行政法人国立高等専門学校機構 法人文書管理規則（機構規則第１０７号）に基づき，適切に取り扱うものとし，そのため に必要な措置を講じる。

（庶務）

第１６　本計画に関する事務は，学生課が行う。

（雑則）

第１７　本計画に定めるもののほか，いじめの防止等に関し必要な事項は，校長が別に定める。

福井工業高等専門学校いじめ防止プログラム

学校及び教職員は、全ての学生が安心して勉学等に取り組むことができるように、関係者、関係諸機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に組織的に取り組まなければならない。また、いじめ行為があった場合、もしくは疑われる場合には適切かつ迅速にこれに対処し、更にその再発防止に努めなければならない。本文は、この目的を達成するためのプログラムの具体的な内容であり、文末に年間スケジュールを示す。

１．いじめの未然防止

（１）取組の周知

［対象］	教職員
［目的］	「いじめ防止等基本計画」の内容を確認し、本校のいじめ防止に取り組む姿勢を理解することで、組織的な対応を可能にする。
［方法］	教員会議や事務職員会議、いじめ防止週間などで周知する。
［時期］	4～5 月

［対象］	学生
［目的］	いじめ及びいじめの重大事態の定義を理解し､いじめ防止に対する意識を高めて、学内におけるいじめの未然防止の雰囲気を醸成する。
［方法］	新入生オリエンテーション、ホームルーム、特別活動、校長訓示、寮生集会、いじめ防止週間などで周知する。学生便覧に「いじめ防止等基本計画」を掲載する。
［時期］	4～5 月

（２）研修会と講演会

［対象］	教職員
［目的］	教職員のいじめ問題に対する意識を高め、いじめを未然に防止し、早期に発見し、適切に対処するための知識と技術を身に付ける。
［方法］	講演会（いじめ防止週間）、FD 研修会（長期休業中）、オンデマンド研修会（随時）

［対象］	学生
［目的］	いじめ及びいじめの重大事態の定義を理解し、いじめの未然防止及びいじめ事案への対応に関する知識を身に付ける。講演会のテーマはいじめに限定せず、対人的なトラブルやネットトラブルに対する予防策についても学ぶ。
［方法］	リーフレット「STOP いじめハラスメント」の配布（いじめ防止週間）、講演会（特別活動）、いじめ防止標語の周知

［対象］	寮生
［目的］	学生寮における円滑な人間関係の構築を助ける。
［方法］	講演会

（３）具体的な取組

［取組］	学校行事、学生会行事、学生寮行事

［目的］	学校主催の行事や学生会及び寮生会が主催する行事は、年間に数多く開催されており、学生の人間的成長に寄与するものであるが、その一方で、対人関係のトラブルが発生する場でもある。したがって、未然防止の観点から、各行事においていじめ防止の注意喚起を行うとともに、「いじめ防止週間」において、教職員と学生へのいじめ防止の啓発を行う。また、各行事では学級やグループ単位で活動することが多く、いじめの早期発見にも繋がる場であるため、友人関係やその他の行動に注目する。
［時期］	通年

２．いじめの早期発見

（１）調査

［対象］	学生
［目的］	いじめとその予兆を早期に発見する。
［方法］	いじめに関するアンケート調査を年 4 回実施する。その内 1 回は、学生相談室による「高専生活に関するアンケート」において、いじめとハラスメントに関する調査を行う。調査ではいじめを受けた学生からだけではなく、いじめを見た学生からの情報も収集する。
［時期］	5 月、7 月、10 月、1 月

［対象］	教員
［目的］	いじめとその予兆を早期に発見する。
［方法］	学級内や部・同好会活動、学生寮で見聞きしたいじめやその予兆を、学生主事、学生相談室長に伝える。
［時期］	随時

（２）教員の取組

［担当者］	学級担任、専攻科委員、教科担当教員、部・同好会指導教員、研究指導教員など
［取組］	学級運営、授業、課外活動、学寮運営などに関わる教員が、定期的または随時、個人面談を行い、学生が抱えている問題を聞き取る。
［時期］	学期開始時（4～5 月、10～11 月）、随時

（３）組織的な取組

［組織］	いじめ防止等対策委員会
［構成員］	校長、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、リスク管理室長、学生相談室長、学年主任、看護師、事務部長、各課長、その他校長が必要と認めた者
［取組］	いじめ防止等基本計画の策定、いじめの未然防止及び早期発見等のための取組、いじめ事案への対処及び再発防止の取組、いじめ防止等の取組に係る評価・検証と改善を行う。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の外部専門家等と連携して対応する。いじめに繋がる兆候、いじめ事案が発生した場合は、早急に事案を確認するための対応チームの立ち上げを行う。
［時期］	4 月、6 月、8 月、12 月、2 月、3 月

［組織］	学生相談室
［構成員］	学生相談室長、学生相談室員、看護師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
［取組］	学生や保護者の相談に対応し、いじめなどのトラブルに巻き込まれている学生や、重大な問題に直面している学生を早期に発見して対処する。
［時期］	随時

［組織］	系会議、リベラルアーツ科会議、学年会
［構成員］	教員
［取組］	定例会を開催して各学級における学生の状況を確認する。いじめに繋がる兆候、いじめ事案が発生した場合は、学科や学年における対応方法を考え、学生主事、学生相談室長に伝える。学生主事、学生相談室長は、早急に事案を確認して対処し、必要に応じて、いじめ防止等対策委員会の召集、対応チームの立ち上げを行う。
［時期］	定例

［組織］	学生委員会、学生主事団会議、学寮運営委員会、寮務主事団会議
［構成員］	教員、事務職員
［取組］	定例会を開催して、学級担任、部・同好会指導教員、学生寮当直教員および学寮事務職員から情報提供されたいじめに関する事案について、早急に事案を確認して対処する。必要に応じて、いじめ防止等対策委員会の召集、対応チームの立ち上げを行う。
［時期］	定例

３．保護者や地域社会との連携

（１）取組の周知

［対象］	保護者
［目的］	本校のいじめ防止に関する取組について理解を求めるとともに、学内外の相談窓口を周知することで、いじめ問題に直面した際に、早急に相談先に繋ぐ。
［方法］	教育後援会総会、保護者懇談会、さくら連絡網などで「いじめ防止等基本計画」を周知する。
［時期］	4～5 月

［対象］	地域社会
［目的］	本校のいじめ防止に関する取組について理解を求める。
［方法］	本校ウェブサイトに「いじめ防止等基本計画」を掲載する。
［時期］	4～5 月

（２）具体的な取組

［取組］	保護者懇談会
［目的］	保護者懇談会において、学級では担任が、学生寮では寮務主事団が、家庭における学生の状況を確認し、いじめに繋がる兆候、いじめ事案の早期発見に繋げる。また、保護者に学内外の相談窓口を周知することで、いじめ問題に直面した際に、早急に相談先に繋ぐ体制を構築する。

［時期］	4 月、7 月（寮生）、10 月

（３）取組の改善

［目的］	本校のいじめ防止に関する取組について意見を求め、改善に繋げる。
［方法］	教育後援会総会（4 月）、教育後援会役員会（9 月、2 月）、外部有識者会議（2 年に 1 回）

［目的］	他機関のいじめ防止に関する取組についての知見を得て、改善に繋げる。
［方法］	東海北陸地区高専学生支援連絡協議会（9 月）、全国高専学生支援担当教職員研修（9 月）、丹南地区中学・高校・高専連絡協議会（7 月、10 月、11 月、3 月）

４．ＰＤＣＡ

いじめ防止等基本計画に関するＰＤＣＡは、以下の工程でいじめ防止等対策委員会が執り行う。

［時期］	内容
［4 月］	いじめ防止に関する年度目標を設定し、年間プログラムを立案する。
［8～9 月］	プログラムの中間評価を行い、改善点を見直す。
［2～3 月］	基本計画とプログラムの年間評価を行い、基本計画の改定の必要性を検討し、プログラムの改善点を見直す。

いじめ防止プログラム年間スケジュール

月	いじめの未然防止					いじめの早期発見・事案対処							保護者・地域社会との連携	PDCA
	学校行事	学生会行事	学生寮行事	学生対象講演会等	教職員対象研修会等	アンケート調査	いじめ防止等対策委員会	学生委員会	学生相談室	学寮運営委員会	学生・寮務主事団会議・専攻科委員会	学科・教室会議，学年会議		
4	入寮式 入学式 新入生オリエンテーション	新入生歓迎会 クラブ紹介	入寮式 寮生総会	【全学年】校門指導 【1年】新入生オリエンテーション（講話）	教員会議 主事と学級担任の懇談会		第1回（年度計画）	○	○	○	○	○	教育後援会総会 保護者懇談会	計画・目標作成
5	校長表彰・校長訓辞 キャンパスウォーク 舞鶴高専交歓試合 いじめ防止週間 中間学力確認 ＤＣＯＮ	学生総会	防災訓練	【全学年】いじめ防止標語の周知 【全学年】STOPいじめ・ハラスメント配布 【全学年】いじめに関する講演会 【3年】選挙に関する講演会	FD研修会（講演会）	第1回（2～4月分）		○	○		○	○		
6	地区高専体育大会	球技大会	寮祭 地域清掃ボランティア	【1年】服装に関する講演会 【2年】依存症に関する講演会 【全学年】ハイパーQUテスト 【寮生】メンタルヘルスに関する講演会			第2回（アンケート調査結果分析・対応）		○		○	○		
7	地区高専体育大会 期末試験		寮生集会 低学年学習指導	【1年】ネットトラブルに関する講演会 【3年】交通安全に関する講演会 【4年】薬物に関する講演会 【全学年】救急救命講習会		第2回（5～7月分）		○	○		○	○	保護者対象授業参観 寮生保護者会総会 寮生保護者懇談会 丹南地区中学・高校・高専連絡協議会	
8	期末試験 大掃除 全国高専体育大会				FD研修会(ワークショップ)		第3回（アンケート調査結果分析・対応）		○		○	○		中間評価と取組改善
9	学力強化週間 キャンパスツアー	体育祭	学寮清掃ボランティア		主事と学級担任の懇談会			○			東海北陸地区高専学生支援連絡協議会 全国学生支援担当教職員研修	○	教育後援会役員会 外部有識者会議	
10	防災訓練 文化体験会・校外研修・研修旅行・交流会 プロコン	クリーン大作戦 高専祭	寮生総会	【3年】マナーに関する講演会		第3回（8～10月分）			○		○	○	保護者懇談会 丹南地区中学・高校・高専連絡協議会	
11	中間学力確認 デザコン ロボコン		低学年学習指導						○	○	○	○	保護者対象授業参観 丹南地区中学・高校・高専連絡協議会	
12			寮生集会 クリスマス会	【1年】性に関する講演会 【5年】税と社会保障に関する講演会			第4回（アンケート調査結果分析・対応）	○	○		○	○		
1	校長表彰・校長訓辞 プレコン	学生総会	テーブルマナー講習会 低学年学習指導 5年生を送る会	【2年】18歳成人に関する講演会		第4回（11～1月分，標語募集）			○		○	○		
2	大掃除 期末試験		寮生集会				第5回（アンケート調査結果分析・対応）	○	○		○	○	教育後援会役員会	
3	卒業式・修了式			【入学予定者】入学手続き	FD研修会(オンデマンド研修)		第6回（取組評価・改善）			○	○	○	丹南地区中学・高校・高専連絡協議会 【入学予定保護者】入学手続き	年間評価

いじめ防止等の全体の流れ（PDCAサイクル）

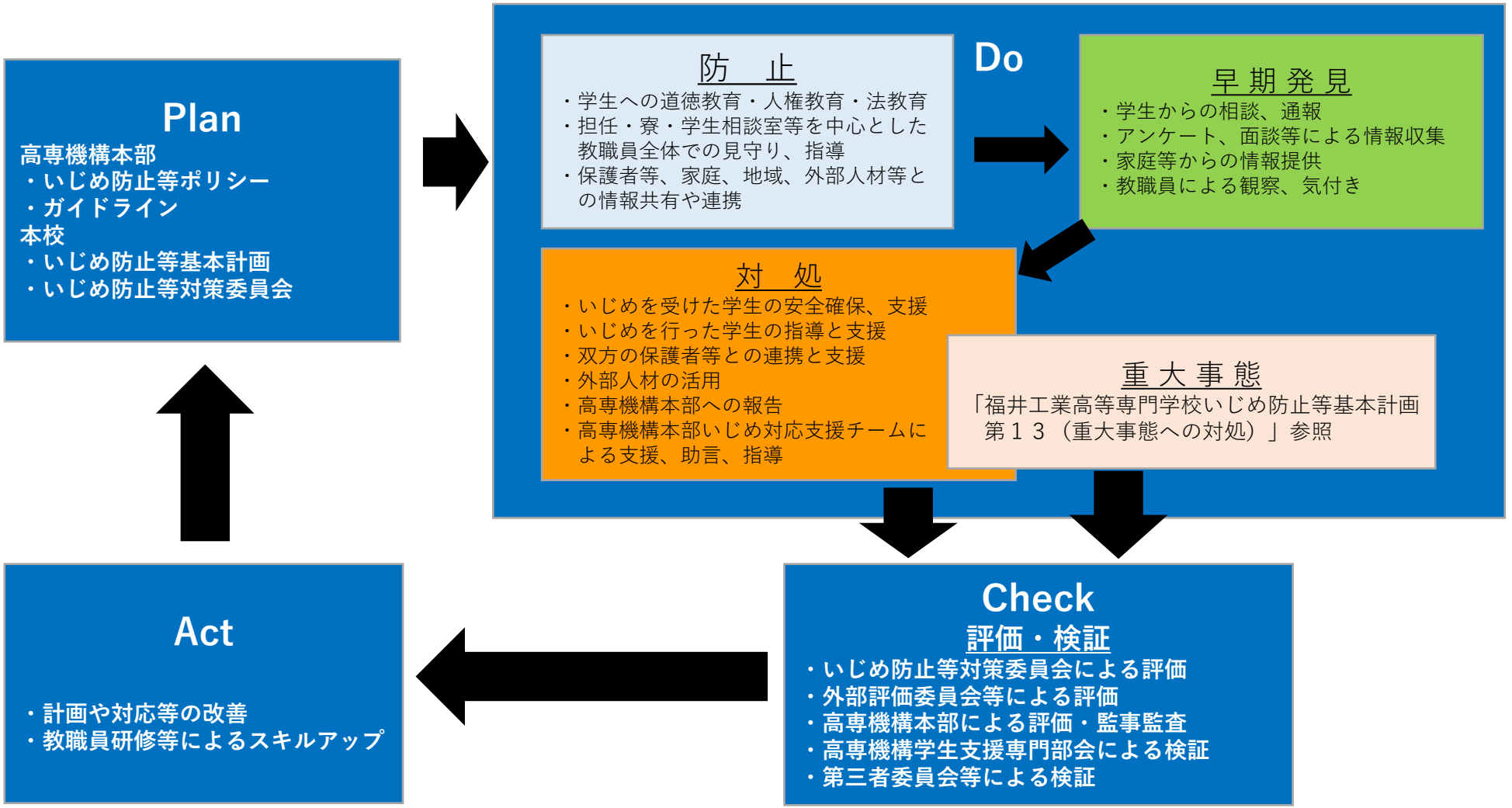

福井工業高等専門学校早期発見・事案対処マニュアル

１・早期発見と相談窓口

(1) いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第 1 歩となるものであり、いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」）が中心となり、学生に関わるすべての教職員が保護者や地域とも連携をとりながら、いじめの事象やその兆候の発見に努めなければならない。特に、いじめは大人の気づきにくい場所（インターネット上を含む）や時間に行われることが多く、またその行為も一見いじめと判断がつかないような場合もある。したがって、いじめは発見しにくいものであるという認識の下で、教職員は互いに情報共有を図りながら、学生の変化やシグナルを見逃さないように心がける。

(2) いじめの早期発見のために、対策委員会と学生相談室が連携をして定期的なアンケート調査を実施し、その結果、得られたいじめの事象やその兆候について対策委員会が調査、対応をする。アンケートは学生相談室による「高専生活に関するアンケート」、を含め、年間で合計 4 回実施する。

(3) いじめを訴えることは、いじめを受けた学生の人権と命を守ることにつながることを、学生に対して日頃より指導するとともに周知をする。いじめに関する相談は、対策委員会が対応の中心となるが、担任を始めとして話しやすい教職員（学生相談室を含む）であれば誰に相談をしても良いことを学生に周知し、相談しやすい環境作りに心掛ける。

２・事案調査

(1) 教職員又は学生相談室がいじめに関する相談を受けた場合、又は覚知した場合には、直ちに対策委員会に報告する。対策委員会はいじめの事実の有無の確認のための調査を行う。その際には、関係学生に対し丁寧な対応で聞き取り調査を行う。

(2) 対策委員会によるいじめの事実確認調査の結果は、校長が高専機構本部いじめ対応支援チームに報告するとともに、対策委員会よりいじめを受けた学生・保護者等並びにいじめを行った学生・保護者等に連絡をする。

(3) いじめの事実が確認された場合には、対策委員会が中心となって対応し、いじめをやめさせるとともに、再発防止のために、いじめを受けた学生・保護者等に対する支援、並びにいじめを行った学生に対する指導と保護者等に対する助言などを計画的に行う。また必要に応じて周囲の学生に対する指導を行う。

(4) いじめを受けた学生への調査の際には、学生の自尊感情を高めるように留意しながら、聞き取りを行う。また、学生への調査においては、個人情報の取り扱いなどプライバシーには十分に配慮する。

３・いじめを受けた学生・保護者等への対応

(1) いじめを受けた学生に対する支援として、学生が安心して学校生活を行うことができるよう、学生の不安を除去したり、相談できる環境を整えたりするなど、学生を支える体制を構築する。支援についてはカウンセラーや、状況に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の助力を仰ぐ。

(2) 必要に応じて、当該学生の見守りを行うなど、学生の安全の確保に努める。

(3) いじめが犯罪行為として認識されるものである場合には、所轄警察署と連携して対処する。また、学生の生命や心身、財産などに重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに所轄警察署に通報し支援を求める。
(4) 寮内の事案に対しては、寮務主事を中心とした対応チームを編成し、いじめを受けた学生に対する支援の一端を担うものとする。

4・いじめを行った学生・保護者等への対応
(1) いじめを行った学生への指導においては、いじめが人格を傷つけるものであり、生命・身体や財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。またいじめを行った学生の抱えている問題など、事案の背景にも着目し、当該学生の健全な人格の発達に配慮するとともに、安心・安全を確保する。
(2) いじめを行った学生の指導に対しても、カウンセラーや、警察機関も含めた外部専門家の助力を仰ぐ。
(3) 教育上必要がある場合には、学校教育法第 11 条の規定及び「福井工業高等専門学校学生の懲戒に関する規則」に基づき、当該学生に対して適切な懲戒を加える。その際には、いじめを行った学生が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人格形成と人間関係を育むよう、人間的な成長を促すことを目的とする。
(4) 寮内の事案に対しては、寮務主事を中心とした対応チームを編成し、いじめを行った学生に対する指導の一端を担うものとする。

5・いじめの解消
(1) いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも 3 か月以上継続しており、かついじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められた場合、いじめが解消されたと判断する。
(2) いじめが解消されたと判断されるまで、対策委員会は、いじめを受けた学生・いじめを行った学生の双方の様子を継続的に注視する。いじめを受けた学生及び保護者に対しては、面談などを通じて心身の状況を確認する。
(3) いじめの被害の重大さによっては、いじめの解消まではさらに時間を要すると考え、3 か月を超えて注視を続けるものとする。
(4) いじめの解消後も、事案が再発しないよう、いじめを受けた学生・いじめを行った学生双方を継続的に観察し、必要な支援及び指導を行う。

6・重大事案
(1) 重大事案に対しては、福井工業高等専門学校いじめ防止等基本計画第１３（重大事態への対処）に従い対応をする。

いじめの解消と再発防止のためのフロー図

Point！：特に教職員の日頃の情報共有は重要

被害を受けている本人 / 友人 / 保護者等 / 教職員 / 地域

Point！：日常的な見守りと気づき（担任,学生相談室,保健室,寮など多面的に）

========== 口頭，電話，メール，アンケート調査など ==========

必要に応じて別添
「いじめ等対応報告書」により報告
stopijime@fukui-nct.ac.jp

いじめの覚知

情報集約

Point！：迅速な初動対応と組織的対応

Point！：いじめ発覚後 24 時間以内に速報

報告

高専機構本部
いじめ対応支援チーム

支援
指導
助言

いじめ防止等対策委員会

早期発見，早期対応，解消・解決のために組織的に方針を決定し実行する

- いじめの認知
- ・情報共有
  ・対処方針の決定

学校関係者
校長、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、リスク管理室長、学生相談室長、学年主任、看護師、学生主事団、事務部長、各課長

専門家
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

Point！：いじめを受けた学生被害者の苦痛を徹底的に排除

- 事実の把握
- 関係者の指導・支援・連携
- 事後指導

Point！：丁寧な事実確認・聞き取り

説明 / 連携

- ・いじめを受けた学生・保護者等への説明
- ・いじめを行った学生・保護者等への説明
- ・保護者等との協力関係づくり

Point！：被害者に寄り添った伴走型の支援

ケア / 指導

- ・いじめを受けた学生の支援等
- ・いじめを行った学生への指導等
- ・クラス，学年，寮等への全体指導

※フロー図は 作成中（機構本部）

重大事態

再発防止に向けての取り組み

Point！：十分な検証と実例に基づいた研修等、次に活かす

- ・事案対応における振り返り・分析
- ・被害・加害学生のアフターケア
- ・特別活動等での人権教育における全体指導
- ・寮生研修等での指導

現時点で記入可能な事項を記入してください。　提出先：　stopijime@fukui-nct.ac.jp

報告日時　　令和　　年　　月　　日（　　）

学生主事　殿

報告者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

いじめ等対応報告書

（いじめと認知しなかった対応済事案についても報告する）

1　事 件 名　　ア．対応中の事案（いじめ疑い事案含む）　　イ．対応済み事案　　ウ．その他
（該当するものに○をつける）

2　発生日時　　令和　　年　　月　　日（　　）　（～令和　　年　　月　　日（　　））

3　いじめを受けた学生　　年　　科
複数の場合は欄を増やして加筆

4　関 係 者　　年　　科
複数の場合は欄を増やして加筆

5　事案の概要

6　事案へのこれまでの対応（いつ，どこで，誰が，誰に対して，何を，どのように対応したのかを記入／検討した結果行わなかった対応がある場合はその理由等を記入）

7　今後の学校の指導・対応について

福井工業高等専門学校いじめ防止等対策委員会規則

令和７年４月９日　制定

（趣旨）

第１条　福井工業高等専門学校に、福井工業高等専門学校内部組織規則（昭和54年規則第2号）第４条の規定に基づき、福井工業高等専門学校いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（１）いじめ防止等基本計画の策定に関する事項

（２）いじめの未然防止及び早期発見等のための取組に関する事項

（３）いじめ事案への対処及び再発防止の取組に関する事項

（４）いじめ防止等の取組に係る評価・検証に関する事項

（５）いじめ防止等の取組に係る改善に関する事項

（６）その他校長がいじめに関して必要と認める事項

２　委員会は、本校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たり中核的組織として機能しなければならない。

３　委員会は、第１項各号の職務を迅速かつ適切に遂行するほか、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

４　委員会は、その役割・機能を果たすため、定期的に開催するとともに、議事録を作成しなければならない。

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって充てる。

（１）校長

（２）教務主事

（３）学生主事

（４）寮務主事

（５）専攻科長

（６）リスク管理室長

（７）学生相談室長

（８）学年主任

（９）看護師

(10) 事務部長

(11) 各課長

(12) その他校長が必要と認めた者

２　委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

（調査支援部会）

第４条　委員会に調査支援部会を置き、委員会の指示を受けて次の業務を行う。

（１）いじめ事案に関する事実関係の確認及び調査に関すること

（２）いじめ事案に関する学生及び保護者への支援に関すること

（３）その他、委員会が指示する業務

２　調査支援部会は、次の各号に掲げる部員をもって充てる。

（１）学生主事

（２）学生主事補

（３）学生相談室長

（４）学生相談室員
（５）学生課長
（６）その他部会長が必要と認めた者
３　調査支援部会に部会長を置き、学生主事をもって充てる。

（外部専門家との連携）

第５条　委員会は、本校の教職員のほか、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家との連携を図り、事態に対処するものとする。

（事務）

第６条　委員会の事務は、学生課が処理する。

附　則

この規則は、令和７年４月９日から施行し令和７年４月１日から適用する。

独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー

理事長裁定
制定　平成２６年３月２７日
改定　令和２年４月３０日
改定　令和６年９月３日
改定　令和７年４月１日

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。），いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。），いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定。最終改定平成２９年３月１４日。以下「国の基本方針」という。）にのっとり，いじめが，いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し，機構が設置する高等専門学校（以下「学校」という。）における全ての学生の尊厳が保持され安心して学校生活を送ることができるよう，いじめ防止等（いじめの未然防止，早期発見，事案対処をいう。以下，同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」（以下「本ポリシー」という。）を定める。

（いじめの定義）

第１　「いじめ」とは，学生に対して，当該学生が在籍する学校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって，当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては，表面的・形式的に判断することなく，いじめられた学生の立場に立ち，学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

（いじめの禁止）

第２　学生は，いじめを行ってはならない。機構及び学校は，年間を通じていじめ防止等の対策を適切に実行することにより，「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を全ての学校に醸成するよう努めなければならない。

（基本的姿勢）

第３　いじめは，どの学生にも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，いじめ防止等のための対策は，いじめが学校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み，学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に，寮生活におけるいじめは，教職員の目が届き

にくいことを理解し，寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。

２　いじめ防止等のための対策は，全ての学生がいじめを行わず，及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。

３　いじめ防止等のための対策は，いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに，機構，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行う。

４　学校の教職員は平素より，いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に，いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに，学校における組織的な対応を行わなければならない。

（機構の責務）

第４　機構は，法，国の基本方針及び本ポリシーの定めるところにより，学校の設置者として，１５歳以降５年間（商船学科は５年半の期間，専攻科はさらに２年間）の高等教育としての教育課程や広域からの進学，寮生活，学科によっては長期実習を行うなどの高等専門学校の特殊性も踏まえながら，いじめ防止等ガイドラインを総合的に策定し，フォローアップ調査等を通じて全ての学校におけるいじめ防止等のために必要な支援，指示，指導等を行う。

（学校及び教職員の責務）

第５　学校及び学校の教職員は，法，国の基本方針及び本ポリシーに定めるところにより，独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項第２条に定める者（以下「保護者等」という。），地域住民，関係教育機関，児童相談所，法務局その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに，当該学校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

２　学校の全ての教職員は，本ポリシー及びその下に策定されるいじめ防止等ガイドライン並びに各学校で策定される学校いじめ防止等基本計画（第７第１項に基づき定めるものをいう。）の読解を通じてこれらの内容を十分に把握し，その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。

３　校長は，自らが学校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに，学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して，その職務を遂行しなければならない。

４　学校の教職員は，いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し，学生が行ういじめを助長することはもとより，いじめを認識しながら，これを隠蔽し，放置するようなこ

とがあってはならない。

５　学校の教職員が，いじめの疑いのある行為を知り得た時には，集団守秘の考えのもと，必要な範囲で情報を共有し，学校はこれらの情報をもとに組織的に判断していじめを認知する。

（いじめ防止等ガイドライン）

第６　機構は，学校が本ポリシーにのっとり適切にいじめ防止等の対策を実施するための基本的な指針である「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を定める。

（学校いじめ防止等基本計画）

第７　学校は，国の基本方針，本ポリシー及びガイドラインにのっとり，当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な計画（以下「学校いじめ防止等基本計画」という。）を策定し，学生及び学生の保護者等への周知とともに，誰もがその内容を容易に確認できるようにするため，ホームページ等により公表する。

２　学校いじめ防止等基本計画には，学校いじめ防止プログラム（第９第３項），早期発見・事案対処マニュアル（第１０第５項）を始めとして，当該学校におけるいじめ防止等の組織的対応の在り方及び年間を通して取り組むべき活動等を記載し，全ての教職員がその内容及び自らの役割等を把握し，その主体的かつ積極的な参画の基に実行されなければならない。

３　学校は，いじめから学生の尊厳を守るために適切かつより実効性の高い取組を実施するため，PDCAサイクルに基づき，策定した学校いじめ防止等基本計画が実情に即して機能しているかについて適切に点検し，必要に応じて見直しを行う。

４　学校は，毎年度，前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに，ホームページにより公表する。

（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

第８　学校は，学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を置く。

２　学校いじめ対策委員会は，特にその未然防止，早期発見の実効性を確保するために，必要に応じて身近な担任や科目担当者等を参加させなければならない。

３　学校は，学校いじめ対策委員会の存在及び活動が学生から認識され，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり，いじめの早期発見の窓口機能等を担うとともにいじめ事案への対処を担う等，学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核的組織として機能するようにしなければならない。

４　学校は，学校いじめ対策委員会をその役割・機能を果たすよう定期的に開催するとともに，いじめに関する通報があった場合は，速やかに臨時の委員会を開催する。

５　学校いじめ対策委員会の議事録は，書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

（いじめの未然防止のための取組）

第９　学校は，学生の豊かな情操と道徳心を培い，学生が互いに個人の尊厳を尊重し合うとともに人権尊重及び規範意識を高め，心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育，人権教育，法教育（いじめが刑事事件，少年の保護事件，民事事件の対象となり得ること等に関する教育を含む）及び体験活動等の充実を図る。

２　学校は，学校に在籍する学生の保護者等，地域住民その他の関係者との連携を図りつつ，いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する学生が自主的に行うものに対する支援，当該学校に在籍する学生及びその保護者等並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取組を行う。

３　学校いじめ対策委員会は，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため，年間の学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に盛り込んだ実施計画（以下「いじめ防止プログラム」という。）を策定し，全ての教職員との共有を図り，その実施を通じて学校全体を挙げた未然防止の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに，その取組の状況等を学生及び学生の保護者等に周知しなければならない。

（いじめの早期発見のための取組）

第１０　学校は，学校におけるいじめを早期に発見するため，学校いじめ対策委員会が実施主体となって，当該学校に在籍する学生に対するアンケート及び面談等による定期的な調査その他の必要な取組を計画的に行う。

２　機構及び学校は，学校に在籍する学生及びその保護者等並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備する。

３　学校は，相談体制を整備するに当たっては，家庭，地域社会等との連携の下，いじめを受けた学生の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

４　機構及び学校は，各学生の出身中学校等との情報連携，入学前後の相談機会の充実，入寮者に対するきめ細かな支援など，いじめの防止や早期発見のために必要な取組を行う。

５　学校いじめ対策委員会は，前項までの取組を含め，いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた早期発見・事案対処マニュアルを策定し，全ての教職員との共有を図り，その実施を通じて学校全体を挙げた早期発見の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに，その取組の状況等を学生及び学生の保護者等に周知しなければならない。

（いじめ事案への組織的対応）

第１１　学校の教職員は，法，国の基本方針及び本ポリシーにのっとり，いじめを発見し，又は相談を受けた場合には，速やかに，学校いじめ対策委員会に報告し，学校いじめ対策委員会は組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに，学校はその結果を別に指定する様式により機構に報告する。

２　学校は，特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み，学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは法に違反し得ることについて，教職員の理解に努めなければならない。

３　学校は，事実関係の確認によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，学校いじめ対策委員会の複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた学生又はその保護者等に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導等又はその保護者等に対する助言等を継続的に行う。

４　学校は，必要があると認めるときは，いじめを行った学生についていじめを受けた学生が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた学生その他の学生が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。

５　学校は，いじめを受けた学生及びその保護者等に対し，いじめの事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに，学校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた学生の保護者等といじめを行った学生の保護者等との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案に係る情報をこれらの保護者等と共有するための取組を行う。

６　学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する学生の生命，心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に，援助を求める。

７　学校は，すでに学校に籍を置かない者又はその保護者等から，学校に在籍中にいじめを受けていた旨の申告があった場合，第１１第１項に準じて，対応しなければならない。

（インターネット等によるいじめへの対応）

第１２　機構及び学校は，インターネット等によるいじめが，外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方，一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像，動画等の情報を消去することは極めて困難であること，一つの行為がいじめの被害者にとどまらず，学校，家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど，深刻な影響を及ぼすことを踏まえ，学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い，インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり，被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ，及び効果的に対処することができるよう，必要な啓発活動を行う。

２　学校は，インターネットを通じていじめが行われた場合において，当該いじめを受けた学生又はその保護者等が，当該いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは，必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを，当該学生及びその保護者等に説明しなければならない。

（機構による支援・指示・調査）

第１３　機構は，いじめの報告を受けたときは，必要に応じ，当該学校に対し必要な支援を行い，若しくは必要な措置を講ずることを指示し，又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

（いじめを行った学生への懲戒）

第１４　学校の校長及び教職員は，当該学校に在籍する学生がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは，学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１１条の規定に基づき，適切に，当該学生に対して懲戒を加え，当該学生の保護者等と連携して必要な指導を行う。

（いじめの解消）

第１５　いじめの解消は，国の基本方針にのっとり，少なくとも，いじめが止んでいる状態が３か月以上継続し，かつ，いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし，その場合にあっても，いじめが解消したと安易に判断するのではなく，解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう，いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し，必要な支援及び指導に努めなければならない。

（重大事態への対処）

第１６　機構及び学校はいじめにより当該学校に在籍する学生の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき，及びいじめにより当該学校に在籍する学生が３０日以上学校を欠席又は学籍上の身分異動を余儀なくされている疑いがあると認めるときは，当該事態を重大事態として対処する。

２　学校は，いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え，重大事態の疑いが生じた時点で質問票の使用その他の適切な方法により調査を開始し，随時その状況を機構に報告し，機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。

３　機構及び学校は，重大事態に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，機構又は学校の下に組織を設け，当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより，いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者等に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに，当該重大事

態に関する機構又は学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。

４　学生及び保護者等から，いじめにより重大な被害が生じた，との申立てがあった場合，機構及び学校は，第１６第１項に定める要件を明らかに満たしていないことが確認できる場合を除き，重大事態調査を行わなければならない。

５　重大事態調査は，特段の事情がある場合を除き，学校関係者や当該事案に関係する学生及びその保護者等と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（以下「第三者」という。）を加えて組織的に行う。

６　前項にかかわらず，次の各号に該当する場合には，第三者を加えて，重大事態調査を行わなければならない。

一　いじめを受けた学生が，自殺又は自殺が疑われる事態で死亡している場合

二　当該事態の事実確認において，いじめを受けた学生といじめを行った学生の主張や証言に明確な食い違いがある場合

三　いじめを受けた学生及びその保護者等が，これまでの経緯等から学校に不信感を抱いている場合

７　機構又は学校は，いじめを受けた学生及びその保護者等に対し，重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう事前説明を行うとともに，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

８　重大事態調査を行う組織は，重大事態調査開始前に行われた，第１１第１項に基づき実施される，学校いじめ対策委員会による事実確認の結果を，重大事態調査の結果の一部又は全部として扱うことができる。

９　学校が重大事態調査を行う場合において，機構は，重大事態調査及び情報の提供について，必要な指導及び支援を行う。

１０　機構及び学校は，学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあっては，いじめを受けた学生及びその保護者等の意向を十分に踏まえ，いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに，当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。

１１　機構及び学校は，重大事態調査の結果を踏まえ，いじめの再発を防止するため，本ポリシー，ガイドライン及び学校いじめ防止等基本計画の見直しその他の必要な取組を行い，その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者等に対する報告並びにホームページによる公表を行う。

１２　学校は，重大事態調査の結果をまとめた調査報告書を作成する。

（教職員の研修等）

第１７　機構及び学校は，学校の教職員に対し，いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な取組を計画的に行う。

２　前項の研修は，いじめ防止等の対策に従事するために必要な本ポリシー及びガイドラインへの精通，学校全体での組織的な対処及びそのための教職員相互間における日常的なつながりと信頼感及び一体感の向上（同僚性の向上）の確保を目的とするものでなければならない。

（機構による学校のいじめ防止等の取組評価における留意事項）

第１８　機構は，各学校のいじめ防止等の取組について評価を行い，必要な支援及び指導等を行うとともに，年に一度，全ての校長が参加する会議の場を設置し，優れた取組事例等についての普及を行う等，高専全体のいじめ防止等の対策の向上に取り組む。

２　機構は，学校におけるいじめ防止等のための対策の実効性を確保するために必要な技術的支援等を行うとともに，外部監査組織を設置し，年に一度，機構及び学校のいじめ防止等の対策に関する監査を行い，是正又は改善を要する事項を含む監査の結果を学校に通知するとともに必要な措置を講じる。

３　機構がフォローアップ調査等によって得た結果を分析，評価するにあたっては，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，いじめの事実が隠蔽されず，並びにいじめの積極的な認知など実態の把握及びいじめに対する適切な情報共有，組織的な対応等が適切に行われるよう，いじめ防止等に関する適切かつ最大限の取組，いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。

（文書の取扱い）

第１９　機構及び学校は，いじめ防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について，誤った廃棄等が行われることがないよう，独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第１０７号）に基づき，適切に取り扱うものとし，そのために必要な措置を講じる。

附　則

この裁定は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この裁定は，令和２年４月３０日から施行する。

附　則

この裁定は，令和６年９月３日から施行する。

附　則

この裁定は，令和７年４月１日から施行する。

独立行政法人国立高等専門学校機構　いじめ防止等ガイドライン

理事長裁定
制定　令和２年４月３０日
改定　令和６年９月３日
改定　令和７年４月１日

【はじめに】

いじめは，どの学校のどの学生にも起こりうるものであり，全ての学校の全ての教職員が，未然防止及び早期発見への学校を挙げての取組，発見してからの組織的な対処の在り方を正しく理解し，情報の集約・共有と法に定める定義の適切な理解に基づく積極的な認知，いじめを受けた学生の保護及びいじめを行った学生への指導等を適切に遂行し，PDCA サイクルに基づく取組の検証と再発防止を図らねばならない。いじめは，自殺をはじめとした重大事態に容易に至り得るものであり，生命及び教育を受ける権利の存立に関わる以上，何より優先的に取り組むべき学校の最重要課題であることは，国立高等専門学校も決して例外ではない。

「独立行政法人国立高等専門学校いじめ防止等対策ポリシー」（以下「ポリシー」という。）では，このような趣旨に基づき意を尽くせるよう，いじめ事案に際して，学校と教職員が何をすべきか，国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）本部の役割は何か，法の要である「学校いじめ防止等基本計画」と「学校いじめ対策委員会」はどのような機能を果たすべきかなどについて改めて骨格となる事項を明記する等の措置を講じている。その上で，各国立高等専門学校が「学校いじめ防止等基本計画」の改定を含め，速やかに適切な対応策を確立するに当たっては，より実務的な指針が必要と考え，ここに，「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）として示すものである。

【Ⅰ．いじめの定義の要素】

学校でのいじめ事案では，ポリシー「第１」に規定するいじめの定義を正しく認識していないために対応が遅れた事例が見られる。いじめは以下の要素さえ満たしていれば，全ていじめとして積極的に認知し，その解消に向けたスタートラインに立ち，迅速に対応することが重要である。なお，いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）は，教職員によるいじめの放置や隠蔽などの数多くの立法事実を踏まえいじめを受けた学生の保護を徹底する観点からいじめを受けた学生の主観に基づきいじめの有無を判断するものとして下記「３.」の要件さえ満たせばいじめとして認知しなければならないこととし，いじめを受けた学生等に「１.」又は「２.」の事実関係の立証を求めていないことに留意すること。特に，いじめの認知に当たっては，加害行為の「継続性」や「集団性」，「一方的で力関係がある」等の要素により限定して解釈することがないようにしなければならない。

１．行為をした者 A と行為の対象となった者 B が共に学生であるなど，A と B の間に一定の人的関係が存在すること
２．A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと（インターネット等を通じて行われるものを含む）

３．当該行為の対象となったＢが心身の苦痛を感じていること

【Ⅱ．いじめの態様】

具体的ないじめの態様としては，

１．冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
２．仲間外れ，集団による無視をされる。
３．軽くぶつかったり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
４．ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
５．金品をたかられる。
６．所有物を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
７．嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
８．上記７の様子を撮影される，他者に送信される。
９．SNS 上等で誹謗中傷や嫌なこと，無視をされる。

などが挙げられるが，いじめに発展する怖れがある何気ない冷やかしや悪ふざけなど「遊び」や「ふざけ」を装うもの，双方にトラブルの要因がある学生間トラブルなど，いじめかどうかの見極めが難しい事案や周りには見えにくいものもある。また，いじめを受けている学生がそれを否定等する場合（「３.」の「心身の苦痛を感じていること」には，いじめを受けた学生がいじめを否定する場合であっても，「２.」の「影響を与える行為」がいじめを受けた学生の尊厳を害しいじめを受けた学生に心身の苦痛を与えるものと認められる行為である場合も含むと解する）や，そもそも「いじめている」という意識，認識が薄い場合があること，さらに，いじめの態様によってはいじめを受ける側と行う側とが入れ替わることがあることを踏まえ，教職員や独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項第２条に定める者（以下「保護者等」という。）は，いじめは子ども社会において起こり得るものという認識に立ち，ささいな兆候であっても危機意識を持って，学生の表情や様子をきめ細かく観察し，いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに対処することが重要である。また，いじめが解決したと思われる場合でも，学校外など周りから見えないところで続いている，あるいは態様を変えて行われていることがあり，さらにいじめを受けた学生の心の傷がなかなか癒えないこともあるので，継続して見守り，十分な注意を払うことが必要である。

【Ⅲ．いじめ防止等に向けた取組（全体について）】（図「いじめ防止等の全体の流れ（PDCA サイクル）」参照）

１．高専機構本部における取組

（１） いじめ対策は高専教育の要であるとの認識に立ち，全国の国立高専においていじめの未然防止，早期発見，事案対処（以下「いじめ防止等」という。）の対策が適切かつ効果的に実行できるよう，各学校の取組を支援する。

（２） 本科は５年間（商船学科は５年半の期間）の教育課程であり，多くの場合１学科１クラス４０人が５年間共に学習するといった高専の特殊性を考慮し，全国の学校と共に継続的・連続的ないじめ防止等を教職員が連携して行う。専攻科についても同様とする。

（３） 全ての学校に学生寮があり，学習環境と生活環境を常に共にする学生が多数存在すると

いう特殊性を考慮し，寮関係教職員や寮役員学生，保護者等とも連携したきめ細かいいじめ防止等を行う。

（４） 教職員のいじめ問題に対する認識の更新と深化とともに，いじめの未然防止や早期発見等に資する能力を向上するために，教職員の資質向上に向けた研修を企画・実施する。

（５） いじめ防止等課題解決のために，校長以下すべての教職員との協働を進め，学校いじめ対策委員会を始めとするいじめ防止等に対する教職員組織の充実を支援する。

（６） スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の高度に専門的な知識や経験を有する人材の配置拡充を図り，教職員への指導助言を行う体制を整える。

（７） フォローアップ調査を通じて，各学校の学校いじめ防止等基本計画及びその実施に関するPDCAサイクルに基づく評価を行い，必要な助言・指示・指導等を行う。

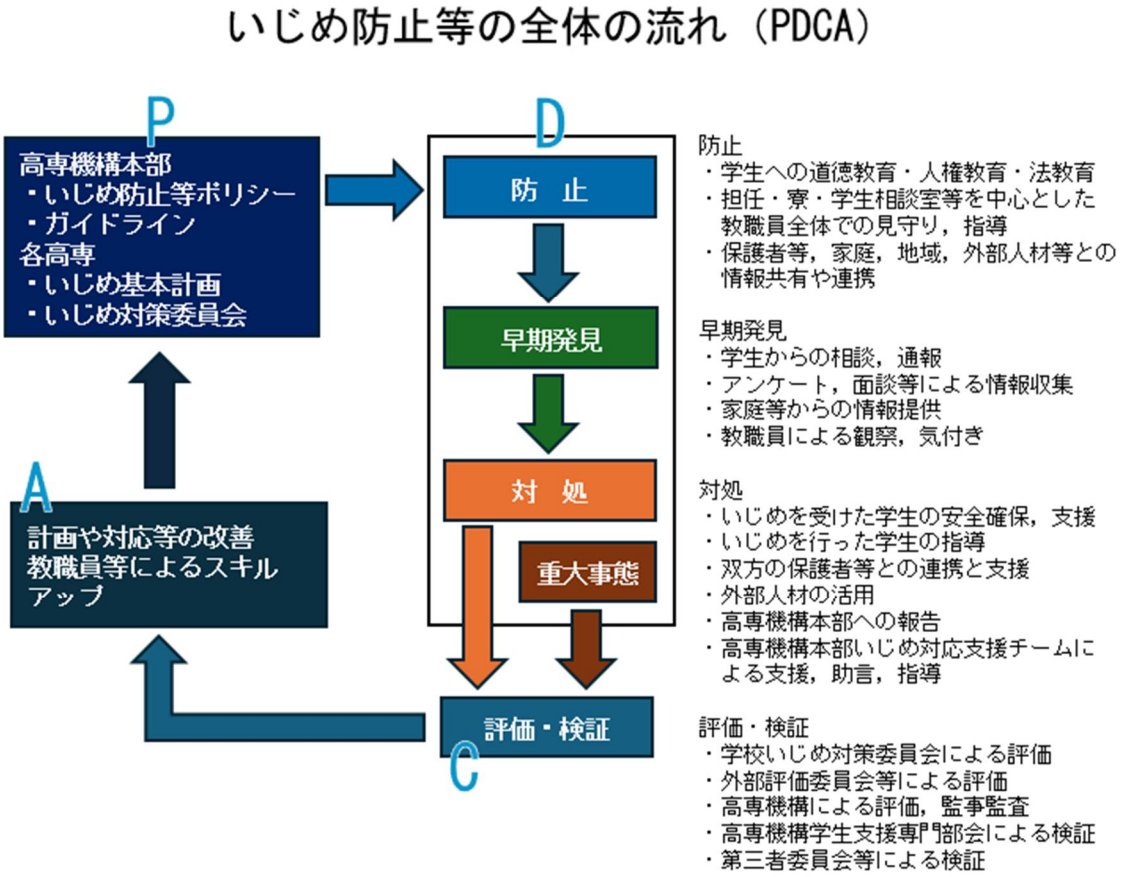

２．各学校における取組

（１）学校は，法，いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定。最終改定平成２９年３月１４日。以下「国の基本方針」という。）及びポリシーにおいて学校におけるいじめ防止等の対策の要の仕組みとして措置されている「学校いじめ防止等基本計画」及び「学校いじめ対策委員会」について，次項に基づき策定・設置し，適切に運用する。

（２）学校いじめ防止等基本計画（「学校いじめ防止プログラム」及び「早期発見・事案対処のマニュアル」）の策定等

① 学校いじめ防止等基本計画は，ポリシーにのっとり，学校のいじめ防止等の取組の基本的な方向やその内容等を定める。その際，学校いじめ防止等基本計画を定める目的として，次のようなものがあることに留意すること。

ア 計画に基づく対応が徹底されることにより，教職員がいじめを抱え込まず，かつ，学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

イ いじめの発生時における学校の組織的な対応をあらかじめ示すことは，学生及びその保護者等に対し，学生が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに，早期発見に資することとなり，いじめ行為の抑止につながる。

② 学校いじめ防止等基本計画は，いじめの未然防止のための取組，早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方，相談体制，学生指導体制，校内研修などを定めるものであり，いじめ防止等全体に係る内容であることが必要であるが，その中核的な内容は，以下の「学校いじめ防止プログラム」及び「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定及びその適切な実行である。

(a) 学生の生命・尊厳及び教育を受ける権利を著しく侵害し，かつ，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるといういじめの本質を踏まえた時には，いじめの未然防止を徹底して行うことこそが重要である。そして，どの学校のどの学生にも起こりうるものであるいじめの未然防止の実効性の確保のためには，学生のいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに，全ての学生においていじめへの異議・通報等を容易なものとする「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」を学校で実現する必要がある。

このため，年間の学校教育活動及び寮生活活動等の全体を通じて，いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう，包括的な取組の方針及びその具体的な指導内容を定めた「学校いじめ防止プログラム」を策定する。

(b) いじめの未然防止に徹底して取り組んでもいじめは生じ得る。いじめを早期に発見し，いじめを受けた学生を守り抜きながら適切な支援を行うとともに，いじめを行った学生には直ちにいじめを止めさせ，適切な指導等を行うための，アンケートや面談，相談・通報，情報共有，適切な対処等の在り方についての「早期発見・事案対処のマニュアル」を策定する。なお，マニュアルの理解等を徹底するため，「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」といったような具体的な取組を基本計画の中に盛り込む必要がある。

さらに，いじめを行った学生に対する成長支援の観点から，いじめを行った学生が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

(c) 「学校いじめ防止プログラム」及び「早期発見・事案対処のマニュアル」は，同時に学校いじめ対策委員会の取組による未然防止，早期発見及び事案対処の行動計画となるものである必要がある。具体的には，以下のような年間を通じた学校いじめ対策委員会の活動が記載されるものとする。

ア 学校いじめ対策委員会が「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」を実効的に行うためにその存在及び活動が教職員，学生及び保護者等から認識されるた

めの取組

イ　全ての教職員がいじめを受けた学生を徹底して守り抜き事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口と学生から認識され適切に対応するための取組

ウ　全ての教職員がささいな兆候や懸念・学生からの訴えを抱え込まずに全て学校いじめ対策委員会に報告・相談するとともに，同委員会において適切な情報の集約と複数の教職員による共有を行うための取組

エ　学校いじめ対策委員会においていじめの定義に基づき積極的にいじめを認知し，いじめを受けた学生を徹底して守り抜く等の事案対処を行うための取組

オ　教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組

(d)　適切，かつ，より実効性の高い取組を実施するため，学校いじめ防止等基本計画が適切に機能しているか，その下での対策が成果を生んでいるか等を学校いじめ対策委員会を中心に点検・評価し必要に応じて見直すという PDCA サイクルを，学校いじめ防止等基本計画に盛り込んでおく必要がある。

（３）学校いじめ対策委員会の組織・役割等

①　法第２２条及びポリシー第８は，学校におけるいじめの未然防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため，組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであり、その目的はいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりとともに以下のとおりである。

ア　学生からの相談・通報等による早期発見を可能にするためには学校全体を挙げた組織的な取組が必要であること。

イ　特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより，複数の目による状況の見立てが可能となること。

ウ　必要に応じて，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，弁護士，医師，警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより，より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されること。

②　学校いじめ対策委員会は，学校が組織的かつ実効的にいじめ防止等の問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には，次に掲げる役割が挙げられる。

［未然防止］

ア　いじめの未然防止のため，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ　学生たちの普段の何気ない行動がいじめに発展しないよう，発達段階の異なる学生が在籍していることを理解して，いじめ防止対策の計画を立てる。

［早期発見・事案対処］

ア　いじめの早期発見のため，いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

イ　いじめの早期発見・事案対処のため，いじめの疑いに関する情報や学生の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割

ウ　いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や学生間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には学校いじめ対策委員会を開催し，情報の迅速な共有，及び学生に対するアンケート調査，聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否

かの判断を行う役割

エ　いじめを受けた学生に対する支援・いじめを行った学生に対する指導等の体制・対応方針の決定と保護者等との連携といった対応を組織的に実施する役割

［学校いじめ防止等基本計画に基づく各種取組］

ア　学校いじめ防止等基本計画に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

イ　学校いじめ防止等基本計画における年間計画に基づき，いじめ防止等に係る校内研修を企画し，計画的に実施する役割

ウ　学校いじめ防止等基本計画が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い，毎年，学校いじめ防止等基本計画の見直し等を行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

などが求められる。

③　法第２２条及びポリシー第８において，学校いじめ対策委員会は「当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ，「当該学校の複数の教職員」については，校長，副校長，教務主事，学生主事，寮務主事，学生相談室長，看護師を基本的な構成員とし，必要に応じて学科長等，担任，科目担当者，部活動指導に関わる教職員，学校医等から，いじめ防止等の実効性確保の観点から組織的対応の中核として機能するような体制を，学校の実情に応じて決定する。さらに，可能な限り，同条の「心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者」として，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，弁護士，医師，警察官経験者等の外部専門家が学校いじめ対策委員会に参画しながら，実効性のある組織とする必要がある。なお，外部専門家においてもいじめを受けた学生に寄り添った対策という法及びポリシーの趣旨の適切な理解が求められることに留意する。

特に，いじめの未然防止・早期発見の実効化（以下，④参照）のために，教職員同士が日常的につながり・同僚性が向上するように，特に学生に最も接する機会の多い担任や科目担当者が学校いじめ対策委員会と有機的に連携し，同委員会の機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。また，学校のいじめ対策の企画立案，事案対処等を，担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど，未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため，組織の構成を適宜工夫・改善していくことが必要である。

また，学校いじめ防止プログラムの作成や実施等に当たっては，学生の代表や保護者等，地域住民などのステークホルダーの意見を取り入れると，より客観性が確保されることになる。

④　いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を着実に整備していくためには，学校いじめ対策委員会は，学生及び保護者等に対して，自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば，全体集会や学科集会の際に学校いじめ対策委員会の教職員が学生の前で取組を説明する，又はホームページで公開する等）を実施する必要がある。また，いじめの早期発見のためには，学校いじめ対策委員会は，いじめを受けた学生を徹底して守り抜き，同委員会が事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると学生から認識されるように取組を講じていく必要がある。

このため，学生に対する定期的なアンケートを実施する際には，いじめに該当する行為に関することを尋ねるだけではなく，学生が学校いじめ対策委員会の存在，役割，その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し，取組の改善に反映させる必要がある。

⑤　学校いじめ対策委員会は，いじめ防止等の中核となる組織として，的確にいじめの疑いに関する情報を共有し，共有された情報を基に，組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に，事実関係の把握，いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり，同委員会が，情報の収集と記録，共有を行う役割を担うため，教職員は，ささいな兆候や懸念，学生からの訴えを，抱え込まずに，又は対応不要であると個人で判断せずに，直ちに全て同委員会に報告・相談することが必要である。加えて，同委員会に集められた情報は，個別の学生ごとなどに記録し，複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

⑥　学校として，学校いじめ防止等基本計画における早期発見・事案対処マニュアルにおいて，いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ，どこで，誰が，何を，どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は，個々の教職員の責任追及のために行うものではなく，気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり，学校の管理職は，リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

⑦　学校いじめ対策委員会を実際に機能させるに当たっては，適切に外部専門家の参画等を得つつも機動的に運用できるよう，構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど，学校の実情に応じて工夫することも必要である。

また，事案の対処に際し，いじめを受けた学生の保護等を機動的に行うために必要があると認める時は，同委員会の中に臨時の事案対処チームを設置することができるが，事案対処チームはいじめ事案の対応について適時適切に同委員会に報告し了承を得なければならない。

⑧　学校は，学校いじめ対策委員会を２か月に一度を目安に定期的に開催するだけでなく，いじめの相談・通報を受けた時には，速やかに臨時の対策委員会を開催し，議事録を作成する。

⑨　学校いじめ対策委員会は，各学校の学校いじめ防止等基本計画の策定や見直し，各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるか，また，それらの取組が目標とした成果を生んでいるかどうかのチェックや，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，各学校のいじめ防止等の取組について PDCA サイクルに基づき検証を行わなければならない。

⑩　学校いじめ対策委員会で収集した資料及び作成した議事録等については，誤った廃棄等が行われることがないよう，記録の残し方，記録の保管場所についても同委員会で明確に定めておく必要がある。教職員個人の判断で勝手に処分せず，組織で適切に管理し保存する。いじめを受けた学生や保護者等から，相当期間経過後にいじめ被害（「Ⅷ．重大事態」を含む）の申立てがなされることもあることを踏まえ，独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則に定める保存期間を超える場合であっても，当該学生が卒業するまで

は保存する。

（４）学校いじめ防止等基本計画の策定・公表及び実効性のあるPDCAサイクルの確保等

① 学校いじめ防止等基本計画を策定するに当たっては，学生とともに，学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から，基本計画の策定に際し，学生の意見を取り入れるなど，いじめ防止等について学生の主体的かつ積極的な参加を確保するための措置を講じる。また，基本計画を検討する段階から保護者等，地域住民，関係機関等の参画を得た学校いじめ防止等基本計画になるようにすることが，基本計画策定後，学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから，これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。

② 学校いじめ防止等基本計画の策定に当たり機構は学校に対し必要な助言・支援等を行うとともに，学校は策定した基本計画を機構に提出する。また，学校は，各学校のホームページへの掲載その他の方法により，保護者等や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を速やかに講ずるとともに，その内容を，必ず入学時・各年度の開始時に学生，保護者等，関係機関等に説明する。

③ 学校いじめ防止等基本計画に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるものとする。学校は，学校いじめ防止等基本計画において，いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組，早期発見・事案対処のマニュアルの実行，定期的・必要に応じたアンケートの実施，個人面談・保護者等との面談の実施，校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し，これらの対策の実施状況及び当該対策の実施が，学生の視点・立場においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかについて，学生及び教職員に対するアンケートの実施等によって適切に把握し，これを評価するとともに必要な改善のための措置を講じなければならない。

④ 学校は，毎年，前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに，ホームページにより公表する。

⑤ 高専機構本部は，各学校のいじめ防止等の取組について評価を行い，必要な支援及び指導等を行うとともに，年に一度，全ての校長が参加する会議の場を設置し，優れた取組事例等についての普及を行う等，学校全体のいじめ防止等の対策の向上に取り組む。

⑥ 高専機構本部は，学校におけるいじめ防止等のための対策の実効性を確保するため，外部監査組織を設置し，年に一度，機構及び学校のいじめ防止等の対策に関する監査を行い，是正又は改善を要する事項を含む監査の結果を公表するとともに必要な措置を講じる。

⑦ 高専機構本部がフォローアップ調査等によって得た結果を分析，評価するにあたっては，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，いじめの事実が隠蔽されず，並びにいじめの積極的な認知など実態の把握及びいじめに対する適切な情報共有，組織的な対応等が適切に行われるよう，いじめの防止等に関する適切かつ最大限の取組，いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。

【Ⅳ．いじめの防止に向けた取組】

１．高専機構本部における取組

（１） いじめ防止に視点をあてた学校運営，クラス運営，寮運営等は学生が安心して学校生活

を送れることにつながり，ひいては学力向上，教育目標の達成につながるとの認識に立ち，高専教育の目的達成のための対策として，各学校を支援する。

（２） いじめの防止に資する道徳教育，人権教育，法教育や体験学習等について，教材の作成や専門性に基づく取組の確保等のための支援を行う。

（３） 各学校におけるいじめ防止プログラム等の優れた事例を全国の学校に紹介し，学校全体の取組のレベルアップを図る。

（４） 高専教育に携わる全教職員が，いじめの未然防止の重要性を認識し，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りに取り組むために必要な研修等を企画する。

２．各学校における取組

（１） いじめ防止に向けた取組は，学生の心の育成及びいじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りのために，学校の全ての教育活動を通じて取り組む。

（２） いじめ防止に視点をあてた学校運営，クラス運営，寮運営等は学生が安心して学校生活を送れることにつながり，ひいては学力向上，教育目標の達成につながるとの考え方を全教職員が共有し，積極的にいじめ防止指導に努める。

（３） 各学校は，学校の特徴を踏まえた「いじめ防止プログラムを含む学校いじめ防止等基本計画」を策定し，学校いじめ対策委員会の活動を始めとして，いじめ防止に向けた取組を計画的に実施する。

（４） SNS 等のインターネット上のメディアを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図る。

（５） 特性を有したり配慮を要したりする学生へのいじめに対する対策の充実を図る。

（６） 「いじめ防止週間」を設定するとともに，いじめ防止等の教職員，学生向けの学内研修を年一回以上企画・実施する。

（７） 学生自らが，いじめの問題に気づき，考え，防止に向けて行動を起こすことができるような主体的な取組（学生主体によるいじめ防止プログラムの実施を含む）を推進する。

（８） いじめ防止は人権を守る取組であり，それと矛盾する教職員による暴言等はあってはならないことである。教職員全員が高い人権意識をもって学生指導にあたる。

（９） 高専教育との関係が深い機関と密接な連携を確保するとともに，家庭や後援会組織，地域，関係団体と積極的に情報共有を行い，地域社会や家庭が協働する体制の充実を図る。

【Ⅴ．いじめの早期発見に向けた取組】

1. 高専機構本部における取組

（１） 各学校と連携し，いじめの早期発見に努める。

（２） 学校以外の相談しやすい窓口を広く周知する。

（３） アンケートの実施等の早期発見に向けた各学校の組織的取組を支援する。

（４） 各学校における優れた事例を全国の学校に紹介し，早期発見に向けた各学校の組織的な対応力向上及び学校全体の取組のレベルアップを図る。

2. 各学校における取組

（１） 年間４回以上を原則とする定期的なアンケート調査を行い，必要に応じて面談等を実施し，いじめの実態把握に努める。

（2） いじめに関する相談窓口及び通報窓口を設置し，学生，保護者等及び教職員に周知しなければならない。

（3） 担任，科目担当者，研究指導教員，寮務関係教員，学生相談室員等の学生と接する機会が多い教員はもちろんのこと，全教職員が学生を見守り，いじめに関連するシグナルを見逃さないよう努める。特に，寮生活では，居住空間という密室環境にあるため，教職員の目の届かないところでいじめが行われる可能性があることを十分に認識し，寮務関係職員と連携しながら，いじめの兆候を見逃さないようにする。

（4） 学校いじめ対策委員会の活動の十分な「見える化」を実行すること等を始めとして，学生・保護者等と教職員が信頼関係を構築し，安心感と信頼感及び相談しやすい環境を整える。

（5） 学内外問わず，いじめに関する情報が寄せられた場合には，学校いじめ対策委員会において組織的に情報を共有し，被害学生を徹底して守り抜くという考えのもとに迅速かつ適切に対応する。

（6） 学生の活動や様子を適切に記録し，学校組織全体として情報共有を図り，いじめの芽の発見に努める。

【Ⅵ. いじめへの対処に関する方針】

1．高専機構本部における取組

（1） 高専機構本部及び全学校を挙げていじめ防止に重点的に取り組んでいるとしても，いじめは起こり得るとの認識のもと対応の充実を図る。

（2） 「いじめ対応支援チーム」を組織し，学校と情報共有し連携して，いじめの解決に向け継続して必要な支援を講じる。また，外部人材，関係機関等との連携・調整を図る。

（3） 学生支援に係る体制や相談体制の充実に努め，情報収集・共有及び学校の支援や助言等を行う。

2．各学校における取組

（1） 学校を挙げていじめ防止に重点的に取り組んでいるとしても，いじめは起こり得るとの認識のもと対応の充実を図る。

（2） 学校いじめ対策委員会において，いじめに関する情報の集約，いじめの事実確認，被害学生の保護・支援，高専機構本部への報告・情報共有，関係者の支援・指導，学校全体への指導，事後指導等について，校長のリーダーシップのもと，組織的に対処方針を決定し実行する。

（3） いじめの通報や相談があった場合やいじめを受けていると思われる時は，速やかに学校いじめ対策委員会で情報共有し，対処方針を決定する。法の定義にのっとり，いじめを受けた学生の主観に基づきいじめが疑われると判断された場合は，直ちにいじめ行為をやめさせる措置を講じる必要がある。

（4） いじめをやめさせ，再発を防止するため，専門的な知見を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた学生や保護者等に対する支援，及びいじめを行った学生に対する指導・支援又は保護者等に対する助言・支援を継続的に行う。

（5） いじめを確認した際には，別に定めるところにより高専機構本部に報告する。

（６） いじめを受けた学生に対しては，その保護を第一に考えるとともに，自尊感情を守り高めるよう努める。また，保護者等に対しては状況等を正確に説明し，必要な連携を求めるとともに，不安をできるだけ取り除くように努める。

（７） いじめを受けた学生に寄り添い，徹底して守り抜くことを伝え，意向を丁寧に聞き取り，不安を取り除くようにする。また，安心して教育を受けることができるよう必要に応じ適切な学習支援を行う。

（８） いじめを行った学生に対しては，組織的に決定した対応方針及び教育的配慮のもと，毅然とした態度で指導等を行う。いじめを行った責任を自覚させ，真摯な反省を促す。また，保護者等とも連携し，再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。この際，当該学生がいじめを行うに至った背景にも十分考慮する必要がある。

（９） いじめを行った学生に対しては，必要があると認められる時は，いじめを受けた学生や他の学生が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。また，教育上必要があると認められる時は，適切に懲戒を加えることができる。ただし，懲戒を前提とした指導をしてはならない。

（１０） 客観的な事実に基づいた記録を残し，支援・指導に反映させる。

【Ⅶ．いじめの解消】

いじめは，謝罪とその受入れをもっていじめが解消したと安易に判断するのではなく，解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう，注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

1. いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた学生に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。教職員は，相当の期間が経過するまでは，いじめを受けた学生，行った学生の様子を含め状況を注視し，学校いじめ対策委員会でその状況を共有する。ただし，いじめの被害の重大性等から高専機構本部や学校いじめ対策委員会が，さらに長期の期間が必要であると判断した場合は，注視する期間を目安である３か月を超え設定するものとする。

2. いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，いじめを受けた学生がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが必要であり，いじめを受けた学生本人及びその保護者等に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお，上記のいじめが「解消している」状態とは，あくまで，一つの段階に過ぎず，「解消している」状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，教職員は，当該いじめを受けた学生及びいじめを行った学生について，日常的に注意深く観察する必要がある。

【Ⅷ. 重大事態への対処】

１．高専機構本部における取組

（１） いじめにより学生の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合には，いじめ対応支援チームが学校に対する支援と指導・指示を実施する。

（２） 重大事態に関わる調査を行う際には，いじめを受けた学生及び保護者等の意向を踏まえて調査し，その結果について適切に説明する。

（３） 事案の内容を考慮し，必要があると認められる場合には，学校に重大事態調査を行う組織を設置させる。

（４） 重大事態の調査の結果を踏まえ，重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

２．各学校における取組

（１） いじめにより在籍する学生の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合には，学校関係者に第三者を加えた調査委員会又は第三者からなる調査委員会において調査を行う。

（２） 重大事態に関わる調査を行う際には，調査方法等について事前に，いじめを受けた学生及び保護者等へ説明した上で，その意向を踏まえて調査し，結果について，必要に応じて調査報告書を用いて，適切に説明する。

（３） 重大事態が発生した際には，速やかに高専機構本部に報告する。

（４） いじめを受けた学生の安全の確保を行う。

（５） いじめを受けた学生が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を行う。

（６） いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については，警察との連携を行う。

（７） 調査中であることを理由にいじめを受けた学生及び保護者等への説明，支援・助言を怠ってはならない。

３．いじめの調査

（１） いじめを受けた学生や保護者等のいじめの事実を明らかにしたい，何があったかを知りたいという切実な思いを理解し，対応に当たること。

（２） 学校として自らの対応に不都合があったとしても，全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し，いじめを受けた学生・保護者等に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。

（３） 重大事態の調査は，いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者等に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに，当該重大事態に関する機構又は学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことが目的であることを認識すること。

（４） 詳細は調査を行わなければ，事案の全容はわからないということを第一に認識し，軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると，それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また，いじめはいじめを行った学生等の述べる理由の如何に関わらず絶対に許されないものであるのであり，個々の教職員の判断で「いじめではない」，「いじめられる原因がある」

等,いじめを受けた学生やその家庭に問題があったと発言するなど,いじめを受けた学生・保護者等の心情を害することは厳に慎むこと。

（５） 特に,自殺案件の場合,学校外のことで学生が悩みを抱えていたと考えられるとしても,自殺に至るまでに学校が気付き,救うことができた可能性がある。従って,いじめが背景にあると思われるか否かにかかわらず,学校として適切に事実関係を調査し,再発防止策を講じる責任を有しているということを認識すること。

（６） いじめを受けた学生や保護者等が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても,学校が可能な限り自らの対応を振り返り,検証をすることは必要となる。それが,再発防止につながり,又は新たな事実が明らかになる可能性がある。このため,決して当該学生・保護者等が望まないことを理由として必要な調査や自らの対応を検証することを怠ってはならない。

（７） 重大事態調査の実施にあたっては,いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省策定,最終改訂令和６年８月）を参照すること。

（８） 以上を踏まえた上で,学校はいじめを受けた学生・保護者等に対して自発的・主体的に,詳細な調査の実施を提案すること。

【Ⅸ. PDCA サイクルに基づく取組の評価・検証】

１．高専機構本部における取組

（１） 高専機構本部は,毎年度いじめ防止等に向けた取組の検証を行い,取組の改善に努めるとともに,常にポリシー及びガイドライン等の見直し・改善を意識する。

（２） 高専機構本部は,フォローアップ調査等を通じて,各学校のいじめ防止等の取組を検証し,必要に応じて指導・助言を行い,取組の改善につなげる。

（３） 高専機構本部は,いじめ防止等の取組の検証に際し,外部監査組織を設置し,監査を受ける。

２．各学校における取組

（１） 各学校は,いじめ防止等に向けた取組について学校いじめ対策委員会及び内部評価組織により検証し,高専機構本部に報告すると共に,改善に努める。

（２） 各学校は,いじめ防止等に向けた取組について外部評価組織等により検証し,その都度改善に努める。

附　則

この裁定は,令和６年９月３日から施行する。

附　則

この裁定は,令和７年４月１日から施行する。

【参考資料】

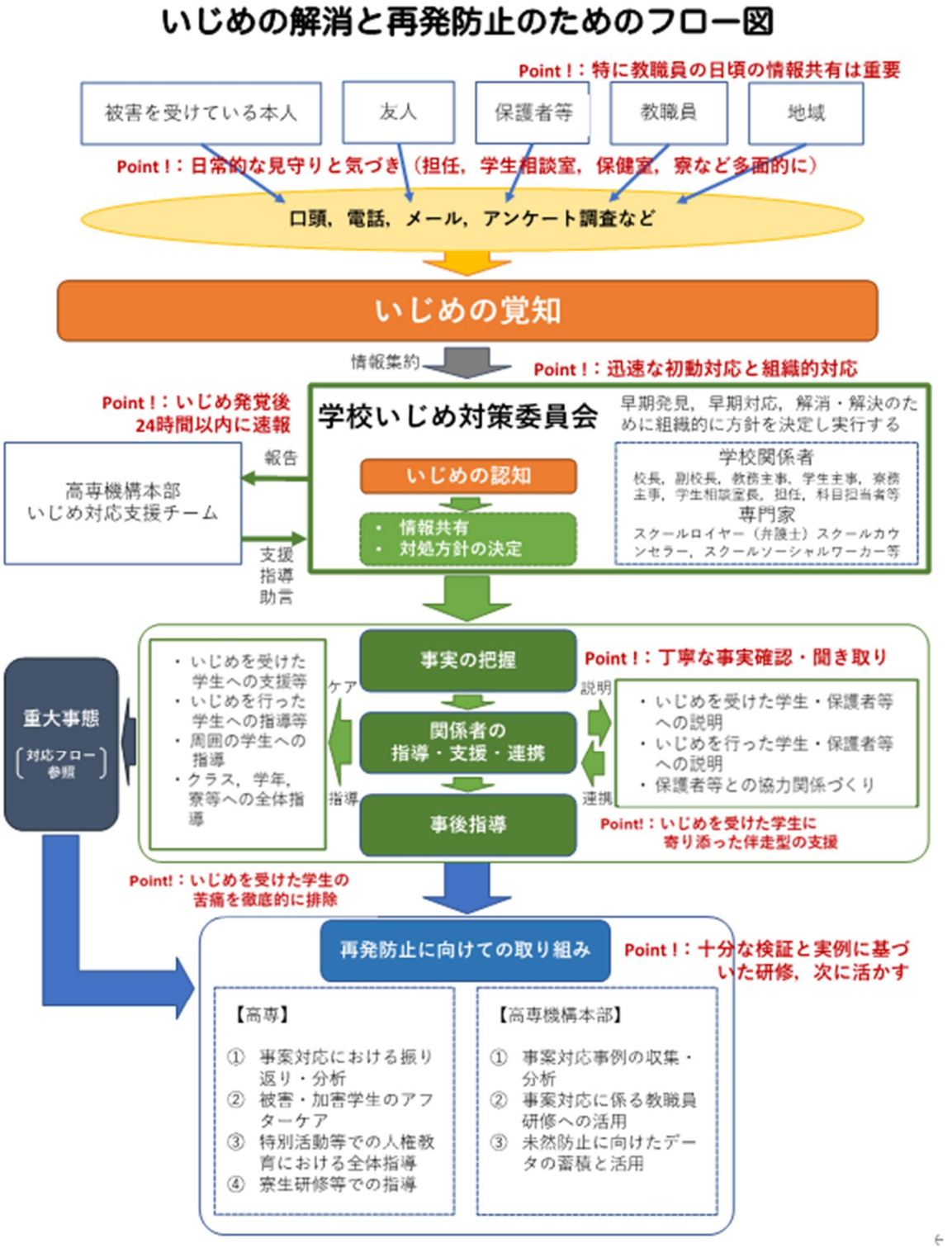
いじめの解消と再発防止のためのフロー図
Point！：特に教職員の日頃の情報共有は重要
被害を受けている本人
友人
保護者等
教職員
地域
Point！：日常的な見守りと気づき（担任，学生相談室，保健室，寮など多面的に）
口頭，電話，メール，アンケート調査など
いじめの覚知
情報集約
Point！：迅速な初動対応と組織的対応
Point！：いじめ発覚後
24時間以内に速報
学校いじめ対策委員会
早期発見，早期対応，解消・解決のために組織的に方針を決定し実行する
報告
高専機構本部
いじめ対応支援チーム
支援
指導
助言
いじめの認知
・ 情報共有
・ 対処方針の決定
学校関係者
校長，副校長，教務主事，学生主事，寮務主事，学生相談室長，担任，科目担当者等
専門家
スクールロイヤー（弁護士）スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等
重大事態
対応フロー参照
・ いじめを受けた学生への支援等
・ いじめを行った学生への指導等
・ 周囲の学生への指導
・ クラス，学年，寮等への全体指導
ケア
指導
事実の把握
関係者の
指導・支援・連携
事後指導
Point！：丁寧な事実確認・聞き取り
説明
連携
・ いじめを受けた学生・保護者等への説明
・ いじめを行った学生・保護者等への説明
・ 保護者等との協力関係づくり
Point!：いじめを受けた学生に
寄り添った伴走型の支援
Point!：いじめを受けた学生の
苦痛を徹底的に排除
再発防止に向けての取り組み
Point！：十分な検証と実例に基づいた研修，次に活かす
【高専】
① 事案対応における振り返り・分析
② 被害・加害学生のアフターケア
③ 特別活動等での人権教育における全体指導
④ 寮生研修等での指導
【高専機構本部】
① 事案対応事例の収集・分析
② 事案対応に係る教職員研修への活用
③ 未然防止に向けたデータの蓄積と活用